

この書面は平成 31 年 2 月 18 日に事業主宛てに発送しました  
ご案内と同様の内容になっております。

## 「あん摩マッサージ、はり・きゅう療養費」支払い方法変更について

現在、あん摩マッサージ・はりきゅう施術にかかる療養費の請求については、費用の全額を窓口で一旦お支払いいただき、後日、当組合へ加入者の皆様より組合負担分(7~9 割)をご請求いただく「償還払い」と加入者の皆様から委任を受けた施術者等からの請求分「代理受領制度」の支払いをしているところでございますが、この度、国の方針により「代理受領制度」が廃止となりました。そのため平成 31 年 4 月施術分からは、「償還払い」のみでの支払い方法へ変更いたします。

### ◇ 「償還払い」での申請をする際の注意点 ◇

1. あん摩マッサージ、はり・きゅう用の療養費支給申請書にご記入いただき、施術者にお支払いいただいた領収書の原本を添付してください。
2. 保険医から同意書の交付を受け療養費支給申請書に添付してください。同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は 6 ヶ月です。それ以降は再同意が必要となります。  
医療機関の保険医（主治の医師）の診察のうえ、同意書の交付を受けてください。

## 貸付事業継続中止について

高額療養費つなぎ貸付事業及び出産費貸付事業については、医療費が高額になった場合や出産に係る費用の家計負担の軽減を目的に、当組合は一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会が運営する「高額療養費つなぎ資金貸付事業及び出産費資金貸付事業」のご利用を紹介してまいりました。

しかしながら、限度額適用認定証の利用、直接支払制度の導入により年々利用者が減少しており、今年度は利用者がいない状況であるため、平成 31 年度よりこの事業へは不参加とさせていただくことをお知らせいたします。引き続き限度額適用認定証、直接支払制度をご利用いただきますようよろしくお願ひいたします。

### あん摩マッサージ、はり・きゅうの療養費・

高額療養費貸付事業について

医療給付課 TEL 03-3834-7215

出産費貸付事業について

保険給付課 TEL 03-3834-7214